

厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針

令和2年3月 策定
令和6年4月 改定
厚木市教育委員会

目 的

学校現場の多忙化が課題となる中、国においては、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」※を策定しました。さらに、3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されたことにより、働き方改革の推進に向けた重要な方策が整理され、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることが求められました。

このような動向を踏まえ、神奈川県教育委員会が、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。この指針を基に、市町村教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、県教育委員会と連携を図りながら総合的な取組を実施していくこととなりました。

厚木市はこれまでも、子どもたちにとって最大の教育環境は教職員であるとの認識から、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保できるよう、様々な負担軽減策を講じてきました。

今回、厚木市教育委員会としての取組を整理し、新たに「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」(以下「方針」という。)を策定しました。

厚木市教育委員会は、学校と共に、方針に基づき、引き続き学校における働き方改革に取り組み、教育環境の一層の向上を図ります。

※「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」は、令和2年4月1日から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」となりました。

目 標

時間外勤務 月45時間、年360時間以内

対象 : 学校で働く全ての人

取組の柱

目標を達成するため、これまで実施してきた取組を継続するとともに、新たな取組を推進します。

◆ 取組の柱1 学校業務の適正化

市立小・中学校に依頼する調査や照会、充て職等について、整理統合や精選等を行うとともに、配布物の電子化等を進めます。

◆ 取組の柱2 学校の支援の工夫

- 学校運営協議会と地域学校協働活動が車の両輪となって、学校と地域のつながりを強化し、学校の支援に取り組みます。
- 多岐にわたる学校の業務に対する人的支援を拡充します。

◆ 取組の柱3 学校閉庁日の拡大

年次休暇や夏季休暇の取得促進のため、学校閉庁日の拡大に努めます。

◆ 取組の柱4 働き方改革の理解促進

教職員の働き方改革に関する理解を促進するため、保護者、地域、教職員等に向けた情報提供を行います。

◆ 取組の柱5 意識改革の推進

- 市立小・中学校の重点目標や学校運営の基本方針に、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう、各学校に指導・助言を行います。
- 取組の好事例などを共有し、意識改革の推進を図ります。

◆ 取組の柱6 労働安全衛生管理体制の充実

- 勤務時間を客観的に把握し、更なる働き方の改善につなげます。
- 教職員の健康管理や職場環境の改善に取り組みます。

◆ 取組の柱7 学校部活動の改革

部活動の地域移行に向けた取組を推進します。

推進

市教育委員会が中心となって、市長部局や各学校と連携し、取組を推進していきます。

なお、厚木市教育振興基本計画の実施計画として取組を推進し、推進状況を検証するとともに、学校の意見を聴きながら、改善を図っていきます。